

## 【 検査 】

### 775 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）（産科領域）の算定回数について

《令和8年1月30日》

#### ○ 取扱い

産科領域における次の傷病名等に対するD215「2」「口」(1)超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定回数（間隔）等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 切迫流産（妊娠5週以降妊娠22週未満）・切迫早産（妊娠22週以降妊娠35週未満）に対しては、外来は週1回、入院は週2回
- (2) 子宮内胎児発育不全・発育遅延（妊娠22週以降）に対しては、外来は2週に1回、入院は週1回
- (3) 異常胎位・胎盤異常（妊娠36週以降）に対しては、週1回
- (4) 前置胎盤・低置胎盤（妊娠22週以降）に対しては、2週に2回
- (5) 羊水過多症・羊水過少症（妊娠22週以降）に対しては、2週に1回
- (6) 多胎妊娠（妊娠5週以降）、児頭骨盤不均衡（妊娠37週以降）に対しては、2回
- (7) 子宮頸管無力症（妊娠12週以降）の診断確定時は1回、頸管縫縮術前後は各1回
- (8) 卵巣過剰刺激症候群に対しては、1か月に3回

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

産科領域における超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）は、妊娠経過中の母体と胎児の状態を把握する上で有用であり、異常が発生した場合の適切な実施回数（間隔）は、傷病名、妊娠週数及び重症度に応じて異なるものと考えられるが、原則として上記のとおりが妥当と判断した。